

社会福祉法人 年長者の里



せい ほう えん

養護老人ホーム 西峰園

養護老人ホームは「経済的理由」及び「環境上の理由」から居宅での生活が困難である65歳以上の高齢者が入所し、生活の支援をする老人福祉施設です。

西峰園は、市街地に近隣した緑豊かな自然に囲まれ、交通至便で暮らしやすい環境に立地しています。

(西峰園玄関)



(お問い合わせ)

(周辺案内図)

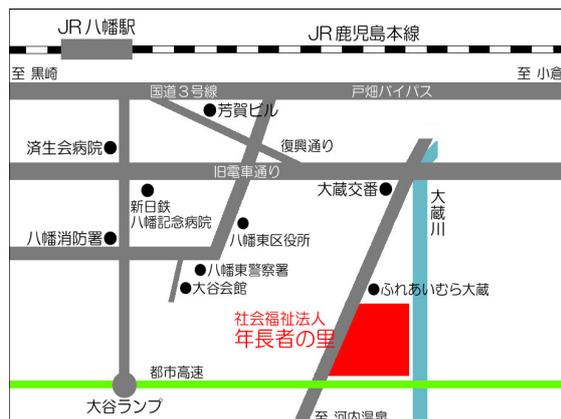
〒805-0048

北九州市八幡東区大蔵三丁目2-1

養護老人ホーム 西峰園

電話(093)652-6484

FAX(093)652-6486



## サービスの内容と入所の手続き

- **定員** 50名
- **居室** 個室 全 50 室(和室又は洋室) トイレ、洗面所、押入れ
- **サービスの内容** 入所者の生活の場として、食事・入浴・掃除・洗濯等の日常生活を支援します。また、レクリエーションとして、季節毎の園内行事、外出行事を行ない、健康管理として年 2 回の健康診断を実施しています。
- **入所できる人** おおむね65歳以上の人で、「経済的理由」及び「環境上の理由」により、居宅での生活が困難な人  
介護保険の非該当から要介護度 2 程度までの自立及び軽・中度の人が入所対象者です。
- **入所の手続き** 入所を希望される人は、住居地の区役所にお申し込みください。申し込みにあたっての必要書類等は区役所にお問い合わせください。  
申込み前に、施設見学をされることをお勧めします。
- **費用負担** 年金受給など入所希望者の負担能力に応じて、別表の収入状況により費用の負担があります。  
また、入所希望者本人とは別に、扶養義務者がいる場合は、同義務者の負担能力に応じて費用の負担があります。
- **主要施設概要** 鉄筋コンクリート造り二階建て、延べ 1,470 m<sup>2</sup>。  
全館全室冷暖房完備、スプリンクラー、居室(50室) 共用部分＝食堂、談話室、浴室、洗濯室、医務室、静養室、仏間事務室、厨房、支援員室、栄養士室
- **職員配置** 施設長・事務員・生活相談員・支援職員・看護職員・栄養士調理員・管理宿直員・嘱託医師
- **保健・医療** 看護職員が健康管理をしています。  
同一敷地に「たつのおとしごクリニック」診療所があり、健康診断、健康管理をしています。また、新日鐵八幡記念病院は協力病院として、提携・協力関係です。
- **介護保険** 介護保険の要介護・支援者は介護保険を利用してください。  
費用徴収以外に介護保険利用料が必要です

## 生活支援と園内生活

### 1. 入所者の状況

- 平均年齢 84歳(平成26年4月1日現在)
- 男性 8人 ○女性 42人

### 2. 外出、外泊、食事、入浴について

- 自立した生活ができる人は、原則的に外出、外泊は自由ですが、外出泊に不安のある人は、付添いをお願いする場合があります。
- 食事、入浴

(食事)

朝・・・7:45～ 昼・・・12:00～  
おやつ・・・15:00～ 夕・・・17:30～

(入浴)

回数・・・週3回以上  
<時間・・・9:00～16:30>

### 3. 季節行事・レクリエーション

- 毎月の季節行事及び行事食(季節に合わせた料理等)、誕生会とクラブ活動(書道教室・生花教室等)
- 外出行事として、バスハイク(年2回) 周辺の散歩、ドライブ、花見・紅葉見物

### 4. 金品の保管について

- 金品の管理は原則として、入所者自身又はご家族で行っていただきます。
- 入所者が金銭管理困難で、家族が金銭管理を出来ない場合は当施設で管理を行います。

### 5. 飲酒、喫煙について

- 日常の飲酒は原則禁止です。行事食(月2回程度)の時に提供しています。
- 喫煙は指定した喫煙場所をお願いします。居室の喫煙は禁止です。

### 6. 入所の際必要な物品 (居室のスペースを考慮して大型物品はご遠慮ください)

- [必要な物品] \* 寝具一式 \* 衣類 \* 洗面用具  
\* 茶器湯呑 \* ポット \* 室内履き  
\* 洗濯用品(洗剤・洗濯バサミ)等々
- [持ち込めない物品] \* 電気製品(冷蔵庫・洗濯機等) \* 大型物品  
\* 冷暖房の電気製品及び火災をおこす危険があるもの  
\* 調理器具(電気ポット・電子レンジ・トースター等)  
\* ペット類(犬・猫・小鳥等) \* 刃物類

### 7. 退所について

- 死亡した場合・集団生活が困難で、他の入居者に多大な迷惑を掛けた場合
- 3か月以上の外泊、長期入院、他施設への転所等

— 入所者本人及び扶養義務者の費用徴収基準 —

(別表1)入所者本人の費用徴収基準

対象収入による階層区分		徴収額(月額)	対象収入による階層区分		徴収額(月額)
1	～ 270,000円	0円	21	680,001円～720,000円	34,100円
2	270,001円～280,000円	1,000円	22	720,001円～760,000円	37,500円
3	280,001円～300,000円	1,800円	23	760,001円～800,000円	39,800円
4	300,001円～320,000円	3,400円	24	800,001円～840,000円	41,800円
5	320,001円～340,000円	4,700円	25	840,001円～880,000円	43,800円
6	340,001円～360,000円	5,800円	26	880,001円～920,000円	45,800円
7	360,001円～380,000円	7,500円	27	920,001円～960,000円	47,800円
8	380,001円～400,000円	9,100円	28	960,001円～1,000,000円	49,800円
9	400,001円～420,000円	10,800円	29	1,000,001円～1,040,000円	51,800円
10	420,001円～440,000円	12,500円	30	1,040,001円～1,080,000円	54,400円
11	440,001円～460,000円	14,100円	31	1,080,001円～1,120,000円	57,100円
12	460,001円～480,000円	15,800円	32	1,120,001円～1,160,000円	59,800円
13	480,001円～500,000円	17,500円	33	1,160,001円～1,200,000円	62,400円
14	500,001円～520,000円	19,100円	34	1,200,001円～1,260,000円	65,100円
15	520,001円～540,000円	20,800円	35	1,260,001円～1,320,000円	69,100円
16	540,001円～560,000円	22,500円	36	1,320,001円～1,380,000円	73,100円
17	560,001円～580,000円	24,100円	37	1,380,001円～1,440,000円	77,100円
18	580,001円～600,000円	25,800円	38	1,440,001円～1,500,000円	81,100円
19	600,001円～640,000円	27,500円	39	1,500,001円～	
20	640,001円～680,000円	30,800円		*150万円超過額…X0.9÷12+81,100円	

ただし、39階層以上の人の徴収の上限は140,000円

(別表2)扶養義務者の費用徴収基準

税額等による階層区分		徴収額(月額)	
A	生活保護法による被保護者	0円	
B	A階層を除き当該年度の市町村民税非課税の人	0円	
C1	A階層及びB階層を除き、当該年度の市町村民税所得割非課税の人	4,500円	
C2	前年の所得税非課税の人	6,600円	
D1	A階層及びB階層を除き、前年の所得税課税の人	所得税 ～ 30,000円	9,000円
D2		30,001円 ～ 80,000円	13,500円
D3		80,001円 ～ 140,000円	18,700円
D4		140,001円 ～ 280,000円	29,000円
D5		280,001円 ～ 500,000円	41,200円
D6		500,001円 ～ 800,000円	54,200円
D7		800,001円 ～ 1,160,000円	68,700円
D8		1,160,001円 ～ 1,650,000円	85,000円
D9		1,650,001円 ～ 2,260,000円	102,900円
D10		2,260,001円 ～ 3,000,000円	122,500円
D11		3,000,001円 ～ 3,960,000円	143,800円
D12		3,960,001円 ～ 5,030,000円	166,600円
D13		5,030,001円 ～ 5,030,000円	191,200円
D14		6,270,001円以上	

\*その月における措置費の支弁額

※対象収入：前年の収入から必要経費(所得税等)を差し引いたものです。

入所申し込み窓口一覧 (各区役所)

- ・八幡東区役所<中央1-1-1> 保健福祉相談係 TEL (093)671-4800
- ・八幡西区役所<筒井町15-1> // TEL (093)645-4800
- ・戸畑区役所 <新池1-2-1> // TEL (093)881-4800
- ・若松区役所 <浜町1-2-1> // TEL (093)751-4800
- ・小倉北区役所<大手町1-1> // TEL (093)571-4800
- ・小倉南区役所<若園5-1-2> // TEL (093)952-4800
- ・門司区役所 <清滝1-1-1> // TEL (093)321-4800